

氏名(本籍)	内藤志朗(東京都)				
学位の種類	医学博士				
学位記番号	博甲第688号				
学位授与年月日	平成元年3月25日				
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当				
審査研究科	医学研究科				
学位論文題目	躁状態における犯罪行為と責任能力 (dissertation形式)				
主査	筑波大学教授	医学博士	三澤章吾		
副査	筑波大学教授		紀伊國猷三		
副査	筑波大学教授	医学博士	小磯謙吉		
副査	筑波大学助教授	医学博士	白石博康		
副査	筑波大学助教授	医学博士	稲村博		

論文の要旨

《目的》

躁うつ病は、精神分裂病や薬物中毒等に比較すると、犯罪精神病理学的に重要視されることが少ない。なかでも躁病相については、うつ病相より頻度が低く、病相中の重大犯罪が少ないことから、今日まで研究されることが少なかった。また躁病者の犯罪性について入院例の検討は従来なされていない。そこで本研究では、精神病院入院例と精神鑑定例をあわせ調査し検討した。

《対象および方法》

調査1：3つの精神病院の10年間の患者台帳から躁病例を抽出した。DSM-111-Rの診断基準を満たさない例を除外し、200例を調査対象とした。病歴、看護記録を閲覧し、現行刑法で犯罪とみなされる行為(犯罪行為)について調査した。また、暴力を振った群、犯罪行為のあった群について、病前性格、経過等を検討した。

調査2：昭和54年4月から昭和63年4月までの9年間に筑波大学社会医学系精神衛生グループにおいて行った司法精神鑑定151例のうち3例(2.0%)が犯行当時躁状態にあったと鑑定された。この3例を呈示し、犯行の態様について検討した。

《結果および考察》

調査1では以下のことが明らかになった。

- (1) 93例(46.5%)が現行刑法で犯罪とみなされる行為を行っていることが認められた。

- (2) 躁状態下の犯罪行為は、地域の警察と病院の連携により処理され、犯罪統計には現われない例が多い。
- (3) 物理的暴力をふるった群に関しては人格障害またはその傾向ありと診断された例が有意に多い。
- (4) 物理的暴力を振った群および犯罪行為のあった群には病前性格あるいは間欠期の人格として易怒的なもの、および近年提唱されている躁うつ病の病前性格としての「マニー型」が多い。
- (5) 犯罪行為群には男性が有意に多く、晩発型（40歳以降の発症）が少ない傾向が認められた。

調査2の3例はいずれも両極型の躁うつ病（DSM-111-RではBipolar Disorder）であり、罪名は第1例：強制わいせつ・強盗・窃盗・同未遂，第2例：強姦到傷，第3例：道路交通法違反・有印私文書偽造・同行使であった。このうち症例2は境界性人格障害，症例3は自己愛性人格障害と診断され，犯行にもその影響が認められた。

《結 論》

本研究では躁病相下における犯罪行為は非常に高率に認められた。しかし重大犯罪や逮捕，処分される例は少なく，地域の警察官および病院により処理される例が多い。これは，今日まで躁病が犯罪学的に重視されなかった一因となっていると考えられる。

また暴力や犯罪行為は躁病相自体と関連する一方，病前性格，人格と関連していることが示唆された。

最後に，躁病相下に行われた犯罪の責任能力に関して問題点の指摘を行った。累犯者であり，間欠期に医療を一方的に中断している場合，裁判所が責任能力の減免をなすに際して当人に通院，服薬を義務づける等の処遇上の配慮が期待される。とりわけ犯罪の方向が交通犯罪に集中している場合，社会防衛的な立場から矯正教育を行うことが望ましいと考えられる。そのような制度が存在しない現状においては，躁病相に影響された累犯者や交通犯罪者に対して，司法官は犯行の態様や症状の軽重を考慮して責任能力を検討することもやむを得なきであろう。

審 査 の 要 旨

躁うつ病は犯罪精神病理学的に重要視されることが少なく，特にその犯罪が地域の警察と病院の連携により処理されてしまう傾向があり，犯罪統計に現われない例が多い。

本研究はこれまで研究されることの少なかった躁病相に注目し，200例の精神病院入院例と3例の精神鑑定例を詳細に調査し，犯罪形態，病前性格，特に暴力行為と人格障害などについて検討した。

その結果，46.5%が現行刑法での犯罪行為を行っていることが認められた。しかし躁状態下での犯罪行為は地域の警察と病院の連携により処理され，犯罪統計上に現われてこないことを示した。特に物理的暴力を行った群では人格障害，あるいは病前性格としての「マニー型」が多いことも明らかにした。

以上のように本研究は，精神分裂病や薬物中毒の犯罪精神病理学的研究の谷間になっている部分

を掘り起こし、多数の症例や鑑定例を詳細に検討して結論を導いている。さらにこの結論に基づいて躁病相下に行なわれた犯罪の責任能力についての指摘と、市民生活の安全という観点から、累犯者に対しては通院、服薬の義務づけ、矯正教育の必要性を提言しており、高く評価できる論文である。文献的考察も十分になされ、得られた成績の処理、考察、結果への導き方も綿密になされている。

この領域での研究報告は少なく、本研究を出発点として今後更に研究の展開を希望するものである。

以上により、同氏は犯罪精神医学の研究者として十分第一線に立つ能力をもっていると評価する。

よって、著者は医学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。